

鳥取県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 春陽会みなみ 歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	医療法人社団春陽会 みなみ歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	居宅療養管理 指導	平成23年3月1日
合同会社いた くら	八頭郡八頭町 船岡354-1	デイサービス元輝	八頭郡八頭町 池田432-2	通所介護	平成23年9月21日
株式会社キリ ンの里	鳥取市松並町 一丁目144-6	デイサービスセンタ ー麒麟の里もちが せ	鳥取市用瀬町 別府357-16	”	”

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 春陽会みなみ 歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	医療法人社団春陽会 みなみ歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	介護予防居宅 療養管理指導	平成23年3月1日
合同会社いた くら	八頭郡八頭町 船岡354-1	デイサービス元輝	八頭郡八頭町 池田432-2	介護予防通所 介護	平成23年9月21日
株式会社キリ ンの里	鳥取市松並町 一丁目144-6	デイサービスセンタ ー麒麟の里もちが せ	鳥取市用瀬町 別府357-16	”	”